

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年11月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月31日から同年7月1日まで
② 昭和42年11月11日から43年2月21日まで

私は、A社に昭和40年5月1日に入社し、60年1月31日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びA社D支店における当時の上司の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は、昭和42年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社本社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年2月の記録から、2万8,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「E市において毎年11月に行われる行事の頃に改装等を行う店舗が多く繁忙となるので、昭和42年11月にC支店に転勤した。」と述べており、A社の事業内容から判断すると、申立人が述べていることに不自然さは見られないことから、同年11月11日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年2月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（大分）厚生年金 事案 5333

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月12日から同年10月1日まで

私は、昭和45年4月1日にC社（現在は、A社）に入社し、申立期間において、同社D事業所又は同社B事業所に勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、健康保険組合の被保険者記録、企業年金基金の加入者記録、A社が提出した申立人に係る従業員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年9月12日にC社D事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和45年10月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万5,000円、申立期間②は15万4,000円、申立期間③は16万7,000円、申立期間④は25万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、申立事業所から当該期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給明細書の支給

額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は16万5,000円、申立期間②は15万4,000円、申立期間③は16万7,000円、申立期間④は25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月4日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万円、申立期間②は26万円、申立期間③及び④は16万9,000円、申立期間⑤は22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した

後の平成 23 年 2 月 4 日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、オンライン記録によると申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが確認できる。

また、申立期間については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提供した賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者としめない者が混在することも無かった旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から、申立期間①は 1 万円、申立期間②は 26 万円、申立期間③及び④は 16 万 9,000 円、申立期間⑤は 22 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続は父が行い、申立期間の国民年金保険料は、両親と私と申立期間当時一緒に住んでいた兄の合計4人分を母が納付していた。私が20歳になったとき、母から、「年金を掛けてやっているからね。」と言われたことを記憶している。

申立期間の保険料について、私の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和50年5月に払い出されたことが推認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、申立人の被保険者資格の取得日は、申立人が20歳に到達した44年*月まで遡っていることが推認できる。

また、前述の記号番号払出時点（昭和50年5月）において、申立期間のうち昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができないほか、同年4月から50年3月までの保険料は、過年度納付により納付することは可能であるものの、申立人は申立期間に係る保険料の納付には関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に亡くなっているため確認することはできないが、申立人は、母親が保険料を遅れて納付したり、まとめて納付したりしたことは無い旨述べている。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から同年 11 月までの期間及び 57 年 3 月から 60 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から同年 11 月まで
② 昭和 57 年 3 月から 60 年 10 月まで

申立期間①については、昭和 55 年 1 月末に会社を退職後、社会保険事務所（当時）において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書で納付していた。

申立期間②については、昭和 57 年 3 月に会社を退職し、婚姻のため A 市へ転居する前に B 市役所で加入手続を行い、保険料は A 市役所 C 出張所の窓口で納付していた。

自営業をしていた両親が保険料を未納無く納付していたことを知っており、自分もそれに倣い納付していたので、国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人の最初の国民年金任意加入被保険者資格の取得日は、申立期間②より後の 60 年 11 月 27 日であることが確認でき、任意加入被保険者は、制度上、遡って国民年金に加入することはできない。

また、B 市及び A 市において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入期間については、国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難く、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（佐賀）国民年金 事案 2832

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行ってくれていた。私と 1 歳違いの姉と妹の保険料は納付済みとなっており、私だけが未加入ということは無いと思うので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号制度が導入された平成 9 年 1 月 1 日時点で申立人が加入していた共済組合の加入者に対して新たに付されたものであり、同番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録は見当たらない。

また、申立人の実家の住所地である A 市を管轄する B 社会保険事務所（当時）における国民年金手帳記号番号の払出しについて、日本年金機構 C 事務センターへ確認を依頼したが、同事務センターは、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できない旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間においては大学生であり、D 市又は E 市に居住していたことは記憶しているが、実家の在る A 市からこれらの市に住所変更の届出を行ったかどうかは分からない旨述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、D 市を管轄していた F 社会保険事務所（当時）及び E 市を管轄していた G 社会保険事務所（当時）において申立期間に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親は高齢のため、保険料の納付等について当時の状況を聞くことができない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5336（福岡厚生年金事案 3796 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月1日から同年3月1日まで
② 昭和53年8月1日から54年9月1日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額と相違していたので、平成23年に年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、一部の期間を除き認められなかった。

申立期間①については、給与の支給額が減額されたことは無いのに、標準報酬月額が6万円から3万円に引き下げられていることに納得できない。

また、申立期間②については、標準報酬月額が17万円とされているが、今回、新たに昭和53年8月分の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を18万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人は、A社における標準報酬月額に係る申立てについて、前回の申立てにおいて記録訂正が認められなかった期間のうち、昭和44年1月、同年2月及び53年8月から54年8月までの期間を申立期間として再度申し立てしているところ、前回の申立てにおいて、53年8月を除く期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、

オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できること、また、同年8月については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成23年9月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 3 申立人は、新たに昭和53年8月分の給与明細書を提出し、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与の支給があったとして再度申し立てている。

しかしながら、前述の給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの期間、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であると回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の同僚のうち一人は、自身も申立事業所に勤務していた期間のうち厚生年金保険に加入していない期間がある旨回答していること、また、申立人が記憶する同僚の一人については申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから、申立事業所は申立期間当時、従業員を必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 31 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、A社B事業所を昭和 42 年 12 月 31 日付けで退職したが、同日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 41 年 3 月 14 日に被保険者資格を取得し、42 年 12 月 30 日に離職していることが確認できる上、当該記録は、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、A社は、申立人に係る関連資料を保管していないため、申立人の在籍期間、厚生年金保険料の給与からの控除等について不明と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は、昭和 42 年 12 月の最終営業日まで勤務したが、同年 12 月 31 日は休業日であったと回答しているところ、申立人と同じ事業所に勤務し、申立人と同様に同年 12 月の最終営業日まで勤務したと回答している同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日も、申立人と同様に同年 12 月 31 日とされていることが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

なお、前述の被保険者名簿に記載された、申立人及び前述の同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月21日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和25年4月21日に入社し、同社B事業所においてC職として勤務したが、同社における厚生年金保険の資格取得日が同年9月1日とされている。私が申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和25年9月1日となっており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、A社が提出した申立人に係る社員原簿により、申立人の入社年月日は、昭和25年9月1日と記載されていることが確認できる上、同社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと回答している。

さらに、A社の現在の事務担当者は、申立期間当時、申立人が勤務していた同社B事業所の従業員については同社D支店において社会保険の適用を受けていたと思うと回答しているところ、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の同社における被保険者資格の取得日は、昭和25年9月1日であることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿により申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の給与からの控除について回答を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料や周辺事情

は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間に 24 万 3,859 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 16 年 7 月分（申立期間と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人

は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成16年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間①に 15 万 2,916 円、申立期間②に 17 万 7,209 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 16 年 1 月分（申立期間①と同じ平成 16 年 2 月 25 日支給）及び同年 7 月分（申立期間②と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除

されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人は、平成 16 年分の源泉徴収票を提出しているが、当該源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間①に 14 万 2,312 円、申立期間②に 17 万 1,394 円、申立期間③に 18 万 2,506 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 15 年 7 月分（申立期間①と同じ平成 15 年 8 月 25 日支給）、16 年 1 月分（申立期間②と同じ平成 16 年 2 月 25 日支給）及び同年 7 月分（申立期間③と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額

に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成16年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間②及び③に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間①に 18 万 9,208 円、申立期間②に 15 万 8,945 円、申立期間③に 15 万 9,445 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 15 年 7 月分（申立期間①と同じ平成 15 年 8 月 25 日支給）、16 年 1 月分（申立期間②と同じ平成 16 年 2 月 25 日支給）及び同年 7 月分（申立期間③と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額

に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成16年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間②及び③に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間に 14 万 7,236 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 15 年 7 月分（申立期間と同じ平成 15 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人

は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間①に 13 万 7,415 円、申立期間②に 14 万 9,890 円、申立期間③に 12 万 7,574 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 15 年 7 月分（申立期間①と同じ平成 15 年 8 月 25 日支給）、16 年 1 月分（申立期間②と同じ平成 16 年 2 月 25 日支給）及び同年 7 月分（申立期間③と同じ平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額

に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成16年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間②及び③に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。